

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意は、憲法一三条、一四条、三二条、三六条、三七条、七六条三項、九九条違反をいう点もあるが、その実質はすべて単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年一月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎